第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2021259　S2022090

③施設の情報

名称：和白青松園		種別：児童養護施設
代表者氏名：酒瀬川　秀穂		定員（利用人数）：44 名
所在地：福岡市東区三苫 2 丁目 30 番 1 号		
TEL：092-606-2109		ホームページ http://www.fswg-seishoen.jp/
【施設の概要】		
開設年月日　昭和 21 年 6 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人福岡県社会事業団		
職員数	常勤職員：38　名	非常勤職員：9 名
有資格職員数	（資格の名称）　　　名	
	社会福祉士５　精神保健福祉士１　保育士１６　心理職５　栄養士１ 社会福祉主事１４　教員免許５　調理師２	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	居室４　地域小規模施設２ 一時保護専用ホーム２	心理療法室　体育館 グランド　ホール

④理念・基本方針

【基本理念】
　児童一人ひとりの立場に立って人権を擁護、尊重し最善の福祉サービスを提供することを目指します。

【基本方針】
　人権尊重を養護の基本とし、事故の防止、疾病の予防に万全を期し、明るく健やかに日常生活を送れるように暖かい環境づくりに努力する。
　（家庭に近づけ、健康で、いつも笑顔の明るい夢のある生活）

⑤施設の特徴的な取組

　２つの小規模施設、４つの小規模グループホームを運営し、生活単位の小規模化を図り、より家庭的な環境での支援を目指している。また心理職（常勤１非常勤４名）の５名体制にし、すべての入所者に心のケアができるように努めている。
　各部屋３～４名の職員を配置しており、複数の常勤体制ができるように努め、個別対応の機会を増やしている。
　一時保護所クローバーの開設やショートステイを行い、一時保護の受け入れを児童相談所と連携して行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和５年８月１日（契約日）　～ 令和６年１月22日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

１　施設の組織的な取組について
・理念や基本方針は、パンフや各ホームに掲示され、ホームページ等で周知されています。大舎制から小舎制移行し経営環境が大きく変化する中利用者ニーズに対応した中・長期計画のビジョンが策定され、定期的に見直しを行っています。社会情勢に応じた養育支援の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に実施されています。
・施設長をはじめ、管理職が役割と責任を明確にされ、職員との定期的面談を行い、各ホームのリーダー・各専門職との連携が図られ、勤務調整等で様々な職員研修に参加出来るような体制が取られています。
・地域交流も、盛んに行われ、園の専用体育館やグランドは、地域に開放されており、老人クラブやスポーツクラブに活発に利用されており、地域のイベントや公民館活動にも、参加されています。

２　子どもの満足度向上のための取組について
・基本的に各個人に個室が提供されていて、個人空間とプライバシーが保障されています。
・年に数回、子どもとの個別面談を行っています。各ルームでの生活上の問題や将来の希望や要望に応えられる体制があり、内容により組織的な検討会議が行われています。
・子どもからの強い要望のある中学生の携帯電話利用など共通の課題は各ルームでの子どもたちとの協議後、運営委員会やケアワーカー委員会などにかけられています。

３　子どもの学習環境等について
・一時保護やショートステイで利用している子どもたちにはこれまでの養育・学習環境を維持するため現籍校への送迎が行われています。
・進学を望む子どもの要望に応えて、地域の学習塾への通塾が認められ、その他、大学生や社会人ボランテイアによる学習支援が行われています。

４　子どもの健康管理について
・学期ごとに身体測定が行われています。１年に１回健康診断がされています。通院が必要な子どもには心理職などの職員が同行し、医師や訪問看護師による健康管理が行われています。
・子どもの服薬管理は職員が宿直室などで確実な服薬を確認しています。アレルギーのある子どものためにエピペンの使用研修やAEDの使用方法を研修しています。

５　問題行動への対応について
・子どもの問題行動に対して、保育士や心理職など専門職を加えた複数職員で対応しています。
・暴力事案等の問題のあらわれた子どもには、担当職員や専門職、管理職、児童相談所ケースワーカーを加えた組織的な対応が行われています。

◇改善を求められる点

1　事業計画などの周知について
・事業計画や中・長期計画の職員・利用者・家族にとっては、事業所の現状や今後の方向性を知る大切な情報です、職員には各研修の中で、利用者には理解出来る年齢に応じて分かり易く、家族には機会ある毎に周知されるように期待します。

2　被措置児童への虐待防止体制と組織の姿勢（規定整備）
・体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をする体制はありますが、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが求められます。今後の規定整備を期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回第三者評価を受け、改めて自施設を見直すきっかけとなりました。指摘頂いた事業報告・計画について中長期計画を含め理解し易いものとなるよう検討していきます。また『不適切な関わりをした職員への対応マニュアル』についても当事業所内で精査し内規で作成できるよう試行していきます。

『こどもたちへのアンケート(満足度調査)』については他施設の取組も参考にしながら早急に作成し、最善の福祉サービスの提供に努めます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・ｃの 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ　養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ―１　理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ―１―（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ―１―（１）―①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
＜コメント＞ ○理念・基本方針は、パンフレットやホームページに掲載されており、年度初めには、全職員に　周知されています。また、職員会議や研修会の際に、施設が向かう方向性についても説明が行われています。 ○子ども達には、ひらがなの表記やイラストを使うなど、わかりやすい表現で知らされていますが、保護者への周知は十分ではないようです。保護者へ周知するための工夫と、その周知状況を確認する取組が望まれます。		

Ⅰ―２　経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ―２―（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ―２―（１）―①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
＜コメント＞ ○市の子育て支援相談会等に出席することにより、社会福祉事業の動向や養育支援のニーズは把握されており分析も行われています。また、養育・支援のコスト分析や利用率の分析も行われています。 ○課題把握は行われていますが、職員への周知が十分ではないようです。福祉事業所の経営環境は、社会情勢によっても変化していきますので、適切に対応を行うためにも職員への周知が望まれます。		
3	Ⅰ―２―（１）―②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
〈コメント〉 ○管理職や運営委員会を中心に経営課題や問題点の究明が行われ、年度ごとに数回行われる役員会で、具体的な取組が議決されています。 ○事業計画や財務状況は、職員にも周知されており、経営課題の協議検討が行われるなど、改善への取組が行われています。		

Ⅰ―３　事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ―３―（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ―３―（１）―①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
〈コメント〉 ○中・長期計画は具体的な内容で策定されており、定期的に開催される運営委員会で、必要に応じて見直しが行われています。 ○施設の多機能化や高機能化を進められており、長期の数値目標をすでに達成されています。又、必要に応じて定期的に見直しも行われています。		

5	**Ⅰ―３―（１）―②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。**	b
〈コメント〉 ○子どもの状況に応じた中・長期計画を策定されており、単年度計画は、より実行可能な内容になっています。必要に応じて見直しもなされています。 ○単年度の計画は策定されていますが、数値目標や具体的な成果の設定が十分ではないようです。評価を効果的に行うためにも、明確化が望まれます。		
Ⅰ―３―（２）事業計画が適切に策定されている。		
6	**Ⅰ―３―（２）―①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。**	b
〈コメント〉 ○事業計画は、ケアワーカー委員会やリーダー会議を開き、専用アプリを利用して情報共有するなど、現場の声を取り入れて策定されています。 ○事業計画の策定や評価はなされていますが、状況把握の時期や手順が定められていないようです。今後、組織的な取組が望まれます。		
7	**Ⅰ―３―（２）―②　事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。**	b
〈コメント〉 ○事業計画は、ホームページや広報誌で発信されていますが、子どもや保護者への周知が十分とまでは言えないようです。 ○子どもへの理解を進めるために、イラストを用いるなど表現の工夫が望まれます。		

Ⅰ―４　養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
Ⅰ―４―（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	**Ⅰ―４―（１）―①　養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。**	a
〈コメント〉 ○養育・支援の質の向上に向けて自己評価チェックリストを年４回と、自己評価を年１回行われ、全国養護施設協議会に提出されています。 ○第三者評価受審後の話し合いを各ホームで行い、月１回の運営委員会の中で分析、検討が行われています。		
9	**Ⅰ―４―（１）―②　評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。**	a
〈コメント〉 ○第三者評価の結果については、ケアワーカー委員会、リーダーミーティング、運営委員会にて課題を明確にし、職員参画のもとで、改善策や改善計画を作成されています。 ○評価結果の改善や取組を計画的に行い、改善実施状況の評価を実施し、見直しも行われています。		

評価対象Ⅱ　施設の運営管理

Ⅱ―１　施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ―１―（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	**Ⅱ―１―（１）　―①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。**	b
〈コメント〉 ○施設長の責任と役割は、広報誌等で表明されています。また、法人の規定集等で全職員に周知されています。 ○施設長の責任と役割は、明文化されていますが、不在時の権限移譲の文章化が十分ではないようです。明文化が望まれます。		

<table>
<tr><td>11</td><td>Ⅱ―１―（１）―②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○施設長は積極的に法令遵守に関する様々な研修会に参加されています。また、職員に周知するために、会議に出席できるよう勤務調整も行われています。
○１８歳成人制度については、児童相談所と連携して会議や研修を行うなど、法令周知を行われています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅱ―１―（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。</td></tr>
<tr><td>12</td><td>Ⅱ―１―（２）―①　養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○施設長は、不登校児の対応で学校との調整や保護者面談など、対外的な連携を図り、多様な支援方法を提案されるなど、リーダーシップを発揮されています。
○年２回の職員面談を行い、現場の情報把握に努められています。また、職員研修にも積極的に参加されています。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>Ⅱ―１―（２）―②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</td><td>b</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○施設長は経営改善の実効性を高めるために、人事管理を行われ、必要な休暇や休憩が取れるように、配慮されています。
○職員は、休暇や休憩を取ることは出来ていますが、組織的に働きやすい環境づくりを整備されているとまでは言えないようです。人手不足が深刻化する中、具体的な体制づくりが望まれます。</td></tr>
</table>

Ⅱ―２　福祉人材の確保・育成

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>第三者評価結果</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅱ―２―（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>Ⅱ―２―（１）―①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○福祉の業務に従事する人材の不足と、確保の難しさは、全国的な問題ではありますが、ハローワークや民間求人サイトなどを通じ、専門職の採用に努力されています。
○年間７０名程度の実習生を受け入れられ、福祉の仕事のやりがいを伝えるなど、福祉人材の確保や育成を行われています。また、各種加算職員の配置にも積極的に取り組まれています。</td></tr>
<tr><td>15</td><td>Ⅱ―２―（１）―②　総合的な人事管理が行われている。</td><td>b</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○理念・基本方針に基づいた「期待する職員像」は明確化されており、周知に努められています。
○人事管理の明確化と目標管理は行われていますが、具体的な人事評価については、職員に充分に伝わってはいないようです。周知の徹底が望まれます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅱ―２―（２）職員の就業状況に配慮がなされている。</td></tr>
<tr><td>16</td><td>Ⅱ―２―（２）―①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○年２回の健康診断とストレスチェック、産業医との面談が行われており、各ホームにスーパーバイザーを設置されています。リーダー会議、ケースワーク委員会、運営委員会があり、現場の声が届きやすい仕組みとなっており、働きやすい職場環境となっています。
○家庭の事情に応じた勤務形態を組みやすいように、配慮されています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅱ―２―（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</td></tr>
<tr><td>17</td><td>Ⅱ―２―（３）―①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○施設長との個人面談は年２回行われており、自己点検チェックリストで振り返りも行われています。
○個別面談シートを活用し、職員一人ひとりが設定した、個々の目標の進捗状況の確認も行われています。</td></tr>
</table>

18	**Ⅱ—２—（３）—②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。**	b
〈コメント〉 ○教育・研修については、マニュアルに明示されており、園内研修や事例検討会を行われています。外部研修にも参加されています。 ○研修委員会で研修について、協議、検討はなされていますが、体系的とまではいえないようです。スキルアップや専門資格の取得につながる研修計画の策定が望まれます。		
19	**Ⅱ—２—（３）—③　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。**	a
〈コメント〉 ○全職員に研修の機会を与えられており、資格把握を行われ、年代別研修も行われています。研修委員会が開催され、そのつど、振り返りが行われています。 ○研修に参加しやすいように、勤務体制が配慮されています。		
Ⅱ—２—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	**Ⅱ—２—（４）—①　実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。**	b
〈コメント〉 ○実習マニュアルが作成されており、担当指導者が、事前面談を行い、施設概要の説明や実習のしおりの作成を行われています。 ○保育士対象の実習担当者に対する研修の充実を期待します。		

Ⅱ—３　運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—３—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	**Ⅱ—３—（１）—①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。**	a
〈コメント〉 ○ホームページ等や広報誌で定期的に、法人や事業所の運営の取組情報や内容を法令に則り、随時公開しています。 ○地域へ向けて、事業所独自のチラシを作成し、近隣に配布しています。		
22	**Ⅱ—３—（１）—②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。**	a
〈コメント〉 ○公正かつ透明性の確保のために、経理・取引のルールに則り、内部監査や、外部監査が定期的に実施されています。 ○行政監査において指摘された項目についても、迅速に対応されています。		

Ⅱ—４　地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	**Ⅱ—４—（１）—①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。**	a
〈コメント〉 ○地域活動やＰＴＡ活動にも参加され、地域の行事についても積極的に取り組まれています。 ○事業所内に地域の子供たちとの交流スペースもあり、地域の子育て支援のアドバイス等も行われており、里親専門員と里親さんの交流も行われています。		
24	**Ⅱ—４—（１）—②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。**	a
〈コメント〉 ○訪問学習ボランティアやイベントの招待などについては積極的に受け入れられており、ボランティアに対しては、事前にオリエンテーションが行われています。 ○ボランティア受け入れマニュアルは作成してあり、手引書も用意されており、体制が確立しています。		

Ⅱ―４―（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ―４―（２）　―①　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
〈コメント〉 ○児童相談所、学校、医療機関、発達支援センターと個々の子供たちの情報を共有し、事業所内でも連絡ツールや記録等で共有されています。 ○地域の NPO 法人と協力してアフターケアにも、取り組まれています。		
Ⅱ―４―（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ―４―（３）―①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
〈コメント〉 ○事業所の多目的ホールを、敬老会や老人クラブに開放したり、体育館等の利用でイベントやＡＥＤ講習会など行い、地域交流の場としての役割も果たしている。 ○今年度よりセーフケアや親子ショートステイ制度も導入し、さらなる地域のニーズに取り組まれています。		
27	Ⅱ―４―（３）―②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
〈コメント〉 ○公園清掃や地域行事の運動会、お祭りなどに参加して、地域コミュニティーの活性化に貢献されています。 ○災害時の緊急避難所としての役割を果たしており、災害時の対応講習会等も体育館を開放して実施されています。		

評価対象Ⅲ　適切な養育・支援の実施

Ⅲ―１　子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ―１―（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ―１―（１）―①　子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
〈コメント〉 ○子どもを尊重した養育支援・支援の実施について、理念や基本方針を継続するために、３か月に１度自己点検チェックを行う仕組みが整備されています。 ○倫理綱領を常に意識するために、目につきやすい所に掲示したり、研修等で共通の理解をされています。		
29	Ⅲ―１―（１）―②　子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
〈コメント〉 ○子どものプライバシー保護に配慮された居室環境が整備され、職員が立ち入る場合のルールも共有されています。 ○子どもに接する外部ボランティアや実習生などには、事前にオリエンテーションにて説明し、プライバシー保護を重要視されています。		
Ⅲ―１―（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ―１―（２）―①　子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
〈コメント〉 ○養育支援の利用に必要な情報は、ホームページやパンフレットに明示されています。 ○施設を紹介する資料が、子どもに分かりやすいように写真や絵などを取り入れたもの作成されるよう望みます。 ○子どもや保護者に対する情報提供について運営会議で見直しが行われていますが、その記録を残されるよう期待します。		

<table>
<tr><td>31</td><td>Ⅲ―１―（２）―②　養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</td><td>b</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○養育支援の開始やその過程について,その都度、保護者や子どもに分かりやすく説明がされています。又、理解を深めるために担当職員や心理士などで複数対応をしています。
○子どもや保護者への説明や対応方法など事務手順などが文書化されていないので、今後の改善を期待します。</td></tr>
<tr><td>32</td><td>Ⅲ―１―（２）―③　養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</td><td>b</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○養育などの支援過程で措置変更などが生じた場合はこれまでの支援が中断されることなく、支援が継続されるよう情報提供で配慮されています。
○子どもの退所後の支援継続では、文書での引継ぎがないため、不明確になることを防ぐために担当者や相談方法を明示した文書等の交付を期待します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅲ―１―（３）子どもの満足の向上に努めている。</td></tr>
<tr><td>33</td><td>Ⅲ―１―（３）―①　子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○子どもの満足度の向上のため、年２回子どもとの個別面談を行っています。各ルーム単位で生活上の問題や子どもの希望や要望に応えられる体制が組まれています。
○子どもからの強い要望のある中学生の携帯電話利用など共通の課題は各ルームでの子どもたちとの協議後、運営委員会やケアワーカー委員会などに提案されています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅲ―１―（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</td></tr>
<tr><td>34</td><td>Ⅲ―１―（４）―①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○養育支援の内容について苦情や意見を出しやすくするために掲示板や意見箱の設置を行っています。
○家族面談や子どもとの月２回の子どもとの個別面談を通して、意見や要望を聞いています。
○相談内容とその後の対応がわかる記録が情報管理システム（walk）に残されています。
○定期的に外部アドボケイターと子どもたちが面接して、意見があげられています。
○組織的に改善を要する課題は園内の権利擁護委員会で検討しています。</td></tr>
<tr><td>35</td><td>Ⅲ―１―（４）―②　子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○各ホームでは、意見箱や生活時の相談の機会を増やす工夫がされています。
○個別面談月２回の外に、職員の宿直時や外出時や送迎時などを利用して、子どもとの会話を増やしています。
○外部の相談者として、子どもアドボケイト制度を採用して、子どもたちの意見を聞いています。</td></tr>
<tr><td>36</td><td>Ⅲ―１―（４）―③　子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</td><td>b</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○子どもからの相談や意見を共に考える姿勢を持っています。意見箱の内容は園長や職員が確認して、職員と話しています。子どもへの回答に時間がかかるものは、適時、子どもたちに説明がされています。
○検討内容が中学生の携帯使用など全体的な問題は運営委員会の会議などにかけ、子どもに経過説明がされています。
○新しい問題に子ども対応マニュアルの見直しの機会設置を期待します。</td></tr>
</table>

Ⅲ―１―（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	**Ⅲ―１―（５）―①　安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。**	a
〈コメント〉 ○生活上の安全を確保するために防火委員会、運営委員会、ケアワーカー委員会が定期的に開催されています。危険個所の一覧表を作成し、早急な対応や修繕を行っています。 ○子どもの安全を図るための衛生委員会が定期的に開催されています。ヒヤリハット報告やAED研修を行い、日々の生活を安全に送るためマニュアルが整備されています。		
38	**Ⅲ―１―（５）―②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。**	b
〈コメント〉 ○施設には産業医が選任されています。毎月開催の衛生委員会があり、子どもの健康や事故防止を図っています。 ○衛生委員会会議内容の職員周知と感染防止マニュアルの定期的な見直しが十分ではないので、適時、新しいものに合わせられることを期待します。		
39	**Ⅲ―１―（５）―③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。**	b
〈コメント〉 ○定期的な避難訓練がされ、連絡網の確認がされています。 ○毎月避難訓練が行われていて、安否確認がされています。 ○備蓄品管理など、調理部で整備がされ、管理職による確認がされています。 ○事業継続計画(BCP)は未完成なので、子どもや職員の安全確認方法や避難先の確保など充実を期待します。		

Ⅲ―２　養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ―２―（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	**Ⅲ―２―（１）―①　養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。**	a
〈コメント〉 ○養育支援の標準的実施方法の文書は養育マニュアルとして、文書化され、作成されています。 ○職員研修においても養育マニュルが活用されています内容に子どもの尊重と権利擁護、プライバシー保護が掲載されています。新人職員や実習生への資料として活用されています。 ○子どものプライバシー保護に関して、研修資料の権利ノートの活用で確認がされています。標準的実施方法が機能しているか、年４回管理職が確認をしています。		
41	**Ⅲ―２―（１）―②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。**	b
〈コメント〉 ○養育・支援の標準的な実施方法の見直しは年2回の自立支援計画の見直しの際に行われています。 ○標準的な実施方法の検証や見直しについて、文書に記載されていないので、文書化されることを期待します。		
Ⅲ―２―（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	**Ⅲ―２―（２）―①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。**	a
〈コメント〉 ○子どもの支援計画の責任者が配置され、各支援過程での確認は担当者と各専門員によって行われています。 ○アセスメント段階での確認はチェックシートに記録されています。 ○支援困難ケースは施設長や個別対応職員、家庭支援専門員、里親支援専門員などが参加して、計画が立てられています。代理人である未成年後見人に説明し、進路の検討が行われています。		

43	Ⅲ―２―（２）―②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
〈コメント〉 〇自立支援計画の見直しが主任児童指導員などと担当者、心理士、保育士など専門職が参加して、年２回行われています。 〇情報管理システム(walk)を使用し、各資料を整理し自立支援計画の進行を管理しています。 〇緊急時の対応や年度途中の計画変更も行われています。		
Ⅲ―２―（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ―２―（３）―①　子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
〈コメント〉 〇養育支援の記録は情報管理システム（walk）で記録がされていて、職員全員が確認してます。 〇各ホームの担当者等により記載され、記載要領や研修によって、共通の記録が保存され、確認がされています。 〇日誌などを含めて、含めて記録されたものを次長や施設長によって、承認がされています。		
45	Ⅲ―２―（３）―②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
〈コメント〉 〇子どもに関する情報管理は法人の個人情報保護規定によって、内容が保管されています。 〇保管に関する規定に従い、関係資料の保管期限管理や削除がされています。 〇情報開示や情報の保管期間など法人での規定や保護者への周知で検討の余地があります。マニュアルなどの研修を期待します。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

Ａ―１　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
Ａ―１―（１）子どもの権利擁護		
Ａ①	Ａ―１―（１）―①　子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
〈コメント〉 〇子どもの権利擁護について、職員は各自チェックックリストで、年 4 回定期的に確認を行っています。 〇プライバシーの尊重や個人の信仰や思想の自由等について、子どもに対して権利ノートを活用した研修を行っています。 〇外部から子どもの権利アドボケイター4 名を受け入れ、定期的な面談がされています。		
Ａ―１―（２）権利について理解を促す取組		
Ａ②	Ａ―１―（２）―①　子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
〈コメント〉 〇子どもの権利について、普段の生活の中で振り返りができるよう「権利ノート」を中心に研修を行っています。 〇障がいのある子どもとの交流や生活上での協力が進められるよう職員は子どもに研修や話し合いをしています。 〇心理士を中心に子どもたちに身体の発達や性的虐待防止について理解を進めています。		
Ａ―１―（３）生い立ちを振り返る取組		
Ａ③	Ａ―１―（３）―①　子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
〈コメント〉 〇児童相談所と協力して、子どもの生い立ちを振り返るライフワークがされています。 〇子どもの発達状況に応じて、児童相談所と協議して家庭内の出来事などを話しています。 〇子どもの悩みなどについて心理士等専門家を交えて検討をしています。子ども一人ひとりの成長の記録や写真アルバムが退所の時に渡されています。 〇写真整理では、一部のルームで整理が追い付いていない例があります。今後の整備を期待します。		
Ａ―１―（４）被措置児童等虐待の防止等		
Ａ④	Ａ―１―（４）―①　子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
〈コメント〉 〇職員は児童虐待に該当していないか年４回の自己チェックリストや年２回の職員面談で確認をしてます。 〇法人の就業規則に児童虐待防止の内容と虐待に至った場合の処罰規定がありませんので、今後の整備を期待します。		
Ａ―１―（５）支援の継続性とアフターケア		
Ａ⑤	Ａ―１―（５）―①　子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
〈コメント〉 〇職員は子ども支援について、入所前の生活歴を理解して、入所後の生活の安定に努めています。 〇子どもたちには受容の姿勢を基本として関わっています。 〇職員はそれぞれの子どもの生活歴や過去の経緯から個性を理解し、学校送迎などの支援を行っています。 〇家庭復帰や施設変更には子どもからの意見や疑問に対して、寄り添った対応がされています。		

Ａ⑥	**Ａ—１—（５）—②　子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。**	a
〈コメント〉 ○退所者が訪問してきた際に宿泊できる場所が確保されています。 ○社会的自立を支援するために日常生活の訓練や金銭管理の訓練を退所前に施設で行っています。 ○住居や就労先の確保に対して担当職員や個別職員等による支援が行われています。		

Ａ—２　養育・支援の質の確保

Ａ—２—（１）養育・支援の基本		
Ａ⑦	**Ａ—２—（１）—①　子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。**	a
〈コメント〉 ○子どもの気持ちを理解するために月１回は個別面談を行っています。 ○受容的態度で子どもの満足度ヒアリングを行い、理解をしています。 ○職員が宿直の際や車送迎の機会に個別に進路や家庭などについて話しています。 ○月１回の心理士面談を行い、子どもの生活歴や性格や行動の背景を理解しています。 ○子どもに問題行動がある場合も心理士などと多角的に判断し、支援しています。		
Ａ⑧	**Ａ—２—（１）—②　基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。**	a
〈コメント〉 ○子どもの日々の生活はルーム単位で、個別の子どもたちの基本的要求に応えられるように小単位の家庭的配慮が入れられています。 ○担当職員は決められたルールに縛られるのではなく、小さな生活単位で、可能な限り柔軟な対応がされています。 ○定期的に子どもと個別面談を行い、満足度が得られるようにしています。 ○子どもとのやり取りは個別記録や会議録に内容が記載されていて、情報管理システムで確認や再検討がしやすく整備されています。		
Ａ⑨	**Ａ—２—（１）—③　子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。**	a
〈コメント〉 ○職員と子どもは日々の生活について、家庭的な生活になるために子どもに接する時間を配分しています。 ○ルーム単位の生活で、子どもと職員の関係は身近になり、これまで以上に賞賛や励ましなどが身近にされています。 ○支援の際は子ども自身が問題解決を出来るように支援がされています。		
Ａ⑩	**Ａ—２—（１）—④　発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。**	b
〈コメント〉 ○子どもの日常生活で塾やスポーツ活動、アルバイトでは希望に沿った活動ができるように支援されています。 ○地域運動会などで子ども達と職員が参加し、顔見知りとなり、地域からも多くの期待をかけられています。地域の人々は体育館や運動場利用で、子どもたちとの交流が促進されています。 ○一時保護やショートステイで、市内の学校などへの送迎がされています。 ○子ども支援で必要な放課後デイサービスを利用しています。子どもの成長を基礎にした支援プログラムがありませんので、整備を期待します。		

Ａ⑪	**Ａ―２―（１）―⑤　生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。**	a
〈コメント〉 ○子どもと職員は地域の運動会などに参加し、地域からも応援の声掛けがされています。 ○身体の清潔さや部屋の清掃など、子どもたちは職員と共に環境整備など自立に向けて取り組んでいます。 ○日常生活の経験を経て、将来の生活習慣が形成できるように支援がされています。		
Ａ―２―（２）食生活		
Ａ⑫	**Ａ―２―（２）―①　おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。**	a
〈コメント〉 ○毎日の食事内容は栄養士によって計画されています。 ○楽しい雰囲気で食事ができるよう、各ルームで自由な雰囲気で会話を楽しみ、食事が取れる工夫がされています。 ○部活などで夕食時に遅れた子どもには暖かく温められています。 ○食事内容は週間メニューが出され　楽しみな時間になり、残食調査や嗜好調査などがされ、定期的に内容が検討されています。 ○休日などで食事準備や買い物、調理を楽しむ機会があります。		
Ａ―２―（３）衣生活		
Ａ⑬	**Ａ―２―（３）―①　衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。**	a
〈コメント〉 ○子どもたちは年２回　自分の好みの衣服を自由に選べる機会があります。職員が買い物につきそう場合と高学年の子どもは自分一人で選べる機会があります。 ○中学生以上は自分で洗濯をして、アイロンをかけるようにしています。 ○季節にあった衣類など、基本的には子どもの自主性に任せていますが、過度なものは話し合いをしています。		
Ａ―２―（４）住生活		
Ａ⑭	**Ａ―２―（４）―①　居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。**	a
〈コメント〉 ○基本的に各個人に個室が提供されていて、個人空間が保障されています。子どもは自由に机などの配置を考えています。 ○個室で子どものプライバシーが保護されています。居室の清掃など衛生面や安全性から定期的に職員が指導し、整理されています。 ○地域小規模施設でも個人の主体性を大事にプライバシーが維持されています。		
Ａ―２―（５）健康と安全		
Ａ⑮	**Ａ―２―（５）―①　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。**	a
〈コメント〉 ○各学期毎に身体測定が行われ、1 年に 1 回健康診断がされています。 ○通院が必要な子どもには心理士などの職員が同行し、医師や訪問看護師による健康管理が行われています。 ○子どもの服薬管理は職員が宿直室などで確実な服薬を確認しています。 ○アレルギーのある子どものためにエピペンの使用研修や AED の使用方法を研修しています。		
Ａ―２―（６）性に関する教育		
Ａ⑯	**Ａ―２―（６）―①　子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。**	b
〈コメント〉 ○性についての支援は、低学年の子どもについては心理士による研修「身体の話」が行われています。 ○5 名の心理士が子どもへの支援を行い、他者の性への尊重が伝えられています。子どもへのアンケートなどを実施されることを期待します。		

<table>
<tr><td colspan="3">Ａ—２—（７）行動上の問題及び問題状況への対応</td></tr>
<tr><td>Ａ⑰</td><td>Ａ—２—（７）—①　子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○子どもの問題行動に対して、組織的対応として保育士や心理職など専門職を加えた複数職員で対応しています。
○暴力事案等の問題の現れた子どもには、担当職員や専門職、管理職、児童相談所ケースワーカーを加えた組織的な対応が行われています。</td></tr>
<tr><td>Ａ⑱</td><td>Ａ—２—（７）—②　施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○施設内での問題行動に対して、運営委員会やケアワーカー委員会で検討され、リスク管理が行われています。
○暴力案件などは施設だけではなく、児童相談所の協力を得て、迅速な対応がされています。施設内ではクールダウンできる部屋が用意され、時間をかけて対応がされています。
○施設内での性的な問題が現れた場合は、心理士を中心に子どもへのかかわりを行っています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ａ—２—（８）心理的ケア</td></tr>
<tr><td>Ａ⑲</td><td>Ａ—２—（８）—①　心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○心理的ケアを必要とする子どもに対して、個別に心理支援プログラムを作成しています。
○子どもの支援プログラムは自立支援計画と連動して、有効に機能しています。
○心理的ケアを充実させるために正規１非常勤４の、５名体制で、充実した配置を置いています。
○心理療法室を備え、心理士の資質向上策として、毎月専門スーパーバイザー（大学教員）を招いて研修を行っています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ａ—２—（９）学習・進学支援、進路支援等</td></tr>
<tr><td>Ａ⑳</td><td>Ａ—２—（９）—①　学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○学習環境の整備として、各子どもに個室が提供され、学習環境が整備されています。
○子どもたちの学力を支えるために学生ボランテイアや社会人ボランテイアが定期的に訪問しています。
○希望する子どもは地域の学習塾に通っています。
○特別支援学校や通信制高校や特別支援学校、放課後デイなどの社会資源が活用されています。</td></tr>
<tr><td>Ａ㉑</td><td>Ａ—２—（９）—②　「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○施設内での暴力事案などは担当者だけではなく、組織的対応が行われています。子どもの進路支援として、学校や保護者と協議を行い、子どもの意思を尊重した支援となるように心がけています。
○子どもの進路について、施設では担当職員だけではなく、個別対応職員を中心として、学費や生活費について情報が提供されています。地域小規模施設では、家庭に近い支援と施設内の個別対応職員の協力で就職の開拓が行われています。</td></tr>
<tr><td>Ａ㉒</td><td>Ａ—２—（９）—③　職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</td><td>a</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
○社会生活を体験する機会として、アルバイトなどの就業機会支援があります。アルバイトでの問題に対処するために個別対応職員を中心に社会での礼儀や労働関係の基礎知識が話されています。
○就業体験の機会を増やすために、民間企業やNPO法人の協力を得てインターンシップの機会を得ています。</td></tr>
</table>

Ａ―２―（１０）施設と家族との信頼関係づくり		
Ａ㉓	**Ａ―２―（１０）―①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。**	a
〈コメント〉 ○施設には２名の家庭支援専門員が配置されています。 ○子どもと家庭との関係を保つために家庭支援専門員が相談にのり、定期的な接触がされています。家庭復帰に向けて児童相談所とも定期的な連携を行っています。 ○子どもの通っている学校行事や生活状況を保護者に伝え、行事参加を要請しています。		
Ａ―２―（１１）親子関係の再構築支援		
Ａ㉔	**Ａ―２―（１１）―①　親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。**	a
〈コメント〉 ○親子関係修復や維持のために家庭支援専門員を中心として、心理士や担当職員が自立支援計画に基づく家庭再構築の支援が行われています。 ○家族との面会や家庭への帰省の機会をとらえて、児童相談所と共に家庭支援の計画を立てています。		